

近代中国における「女国民」の誕生

The Birth of “Female Citizens” in Modern China

陳 燕燕
CHEN YANYAN

要旨 「女国民」とは、20世紀初頭に中国の一部の知識人たちが清朝の王朝国家体制と対立し、外国の武力侵入と対抗する中、近代国家建設に向けられた模索の過程において、女性の新しい社会的身分・役割を表すため、男性のみを表す「国民」に対して作り出された語彙であり、女性に対する複雑な期待が込められた言葉だった。彼らは女権意識を覚醒させるため、男尊女卑などの伝統的な風俗・習慣に強烈に反対した。その上で、新しい時代に応じて従来の圧迫された女性のイメージを変え、男性と対等な立場に立って、「国民」として一定の権利を享有する同時に、責任・義務を担うことができる理想的な女性像を作り出そうとした。「女国民」が獲得すべき権利として、入学の権利、交友の権利、営業の権利、財産掌握の権利、（家庭を）出入り自由の権利、婚姻自由の権利など6種の権利が提起されたが、それは「国民の母」として、種族改良というの重大な責任・義務を果たすために必要な権利でもある。また、清朝、外国と戦うために、武の精神を尊び、「女軍人」、「女遊侠」などのヒロイン的な女性像もさまざまな形式で宣伝された。

はじめに

社会における女性の地位の変遷とともに、「女性」に関する語彙も変化する。特に伝統文化が外来文化と最も激しく衝突しながらも、融合しつつある近代中国において、「女性」の役割、地位、身分を表す言葉にもさまざまな変化が起こり、「近代化」された。例えば、中国近代史において、最も長期にわたって刊行された『婦女雑誌』（1915-1931年）という女性向けの刊行物に出現した言葉を例にしてみれば、「婦女」、「婦人」、「女子」、「女性」、「女人」、「新女性」、「女国民」、「女公民」、「女同志」、「女青年」、「現代女性」、「時式女子」、「時實女子」などがあり、実に多種多様である。「婦人」、「婦女」、「女子」、「女人」等は、古くから使用された言葉であったが、時代の変遷とともに、意味の範疇が広がったり、狭くなったり揺れ動いてきた。「女性」、「新女性」、「女国民」、「女公民」、「女同志」、「女青年」、「現代女性」、「時式女子」、「時實女子」などは近代に入ってから初めて徐々に歴史の舞台に登場した言葉である。その中で、特に「女国民」は、中国の知識人たちが近代国家建設を志向する過程において、事実上男性のみがイメージされていた「国民」に対して作り出された語彙であり、女性に対する極めて複雑な期待が込められたものだった。

呂美頤は論文「近代中国における『女国民』概念についての歴史的考察」において、次のように指摘している。「『女国民』概念は、20世紀初頭の清朝末期において、『国民』概念の基礎のうえに、『国民の母』概念によって、引き出されたものである。その出現には二つの前提があった。一つは国家意識の覚醒であり、二つめは人権と女権意識の覚醒である」。「一定の義務と権利をもつ『国民の母』と『女国民』概念は、『国民』概念の出現に

ほどなく、社会の切実な呼びかけのなかに登場し、時代の特徴を最も反映した女性イメージとなった¹⁾。以上の指摘は傾聴すべきものであるが、ただし、具体的な「国民の母」、「女国民」のイメージについては、同論文では必ずしも詳述されていない。また、同論文が「女国民」として尽くすべき義務、享受できる権利を表している史料として取上げたのは、『中国女報』第二期に掲載された秋瑾の「女権に勉める歌」と『女子世界』第二期に掲載された自立の「譚言（一）」二例に止まる。しかも、「譚言（一）」において提起されているのは、管見によれば国民全体の義務と権利であり、「女国民」の具体的な義務と権利ではなかった。

従って、本稿は、清朝末期において知識人たちが作り出そうとした「女国民」、「国民の母」の具体的なイメージについて、より立ち入った検討を行うことを課題とする。その中心素材として使用するの、雑誌『女子世界』である。

一、文明の花・国民の母

呂美頤前掲論文「近代中国における『女国民』概念についての歴史的考察」によれば、「国民の母」という概念を最も早く提起したのは金天翮だ²⁾という。金天翮（1874-1947）は江蘇省呉江の人、字は松岑、または和岑、松琴、号は鶴望、筆名は鶴舫、天放、金城、金一、麒麟、愛自由者などである。若い頃は江陰南菁書院に学んだが中退、故郷で教育事業を興した。また、同里自治学社、雪恥学会を創設したことでも知られる。その後は上海にて、愛国学社に加入、出資を通して、鄒容著の『革命軍』の印刷・出版を援助した。民国以後、呉江県教育局長、江蘇省議員、安徽省通志館編修、上海光華大学教授を歴任した。1932年、章太炎等と江蘇において国学会を創設している。詩文にも秀でており著名であった。著書には『女界鐘』、『皖志列伝稿』等がある³⁾。

『女界鐘』は中国で女性問題を取りあげた最初の専著であり、女権を提唱した画期的な著書と言われている。この著書は1903年、上海の大同印書局より出版された。著者金天翮は「20世紀の世界は女権革命の時代である」と考え、女性が獲得すべき6種の権利をここで提起している。すなわち、入学の権利、交友の権利、営業の権利、財産掌握の権利、（家庭を）出入り自由の権利、婚姻自由の権利である⁴⁾。金天翮のこの思想は、『女界鐘』出版の翌年に刊行された雑誌『女子世界』に継承され、ここにおいて更なる展開を見せることになる。

『女子世界』は1904年、『女界鐘』を出版した大同印書局より刊行された。初国卿の「中国近現代女性期刊剪影」によれば、『女子世界』の創刊者は丁初我である。当初は丁初我が編集長を務めたが、後に陳志群が編集長を引き継いだ。同誌に投稿した人には、柳亞子、徐覺我、蔣維喬、丁慕廬などがいる。同誌は1906年に停刊したが、その翌年には秋瑾が続刊の一号を出版し、全部で18号が刊行されている。同誌は辛亥革命以前においては、

¹⁾ 呂美頤「近代中国における『女国民』概念についての歴史的考察」、『東アジアの国民国家形成とジェンダー』、青木書店、2007年、第214頁。

²⁾ 呂美頤「近代中国における『女国民』概念についての歴史的考察」、『東アジアの国民国家形成とジェンダー』、青木書店、2007年、第215頁。

³⁾ 陳玉堂編『中国近現代人物名号大辞典』（全編増訂本）、浙江古籍出版社、2005年、第793頁。

⁴⁾ 陳東原著『中国婦女生活史』（商務印書館1937年の複製版）、上海書店、1990年、第337頁。

歴史が最も長く、かつ影響が最も大きい女性向けの刊行物であった⁵⁾とされている。編集長である丁初我及び主要な投稿者についての情報は少ないが、その多くは同じ江蘇省の出身だった。

丁初我(1871-1930)は江蘇常熟の人、名は祖荫、または初我、字は之孫、芝孫、または芝荪、号は初我、初園、一行等である。清朝末期、『女子世界』の初代編集長を務め、また『小説林』の編集にも携わった。若い頃には、金天翮と同じく江陰南菁書院に学び、中退した⁶⁾という。

丁初我に続いて、『女子世界』の編集長を務めた陳志群も江蘇省出身である。陳志群は江蘇江陰の人、陳志群のほかに、陳勤、陳以益、陳以行、陳如瑾という名があり、筆名は志群、如瑾などである。1909年、上海で『女報』を創刊し、自ら編集長に当たり、また中国国民衛生会にも会員として参加していた。発表した多くの文章の中でも、とりわけ著名なものに「無錫江陰学界調査匯表」、「駁梁啓超書」等がある⁷⁾。

また、主要な投稿者である柳亞子、蔣維喬も江蘇省の出身である。彼らの経歴についても一瞥しておこう。柳亞子(1887-1958)は江蘇吳江の人、幼名は慰宝、禪兒、後は慰高と名付けられたが、後に自ら「人權」と改名し、その名で同盟会に入った。字は景山だが、これも自らの意志により安如と変えている。号は亜廬、または亜盧(アジアのルソーという意、ルソーの中国語は盧梭)、亜子である。16歳で、秀才(生員)となった。その後、中国教育会、愛国学社、中国同盟会、光復会に入り、また陳巢南、高天梅等と南社を組織した。一方、新聞のジャーナリストとして活躍し、『二十世紀大舞台』、『復報』、『警報』を創刊し、『天鐸』、『民声』、『太平洋』の主筆をつとめた。1927年以降は、蒋介石に反対する活動及び抗日運動に参加した。蔣維喬(1873、あるいは1871-1958)は江蘇武進(今の常州)の人、字は竹莊である。若い頃にはやはり南菁書院で学んでいる。その後、日本に留学し、上海において、蔡元培に従い、中国教育会、愛国学社に入った。愛国女校の校長を務めたこともある。1903年の『蘇報』事件(『蘇報』が革命を鼓吹する文章を掲載し、清朝の弾圧を受けた事件)の後には商務印書館に入り、小学校教科書の編纂に当たった。民国以後には、中華民国教育部秘書長、参事、江西省教育庁長、江蘇省教育庁長、東南大学の校長、暨南大学、光華大学、上海国学専修館の教授等を務めた⁸⁾という。

1907年に『女子世界』の続刊を出版した秋瑾について触れておく。秋瑾は辛亥革命期の「女性革命家」として著名な人物である。福建省に生まれたが、原籍は浙江山陰(今の紹興市、江蘇省と近隣)である。1904年、日本に留学したが、同年一時帰国した際、光復会に入会、1905年東京で中国同盟会が成立すると、これにも加入した。1905年12月「清国留学生取締規則」に抗議して帰国、郷里で女子教育に携わり、また上海で『中国女報』を発刊した。一方、光復会、同盟会の会員として活動し、1907年光復軍の総組織者・総責任者を務め、武装蜂起を図った。しかし、計画は事前に漏れて失敗、秋瑾も処刑された⁹⁾。

⁵⁾ 初国卿「中国近現代女性期刊剪影」、『中国近現代女性期刊匯編(二)』序言、線装書局、2007年。

⁶⁾ 陳玉堂編『中国近現代人物名号大辞典』(全編増訂本)、浙江古籍出版社、2005年、第7頁。

⁷⁾ 陳玉堂編『中国近現代人物名号大辞典』(全編増訂本)、浙江古籍出版社、2005年、第683頁。

⁸⁾ 陳玉堂編『中国近現代人物名号大辞典』(全編増訂本)、浙江古籍出版社、2005年、第904-905、1200頁。

⁹⁾ 山田辰雄著『近代中国人名辞典』、霞山会、1995年、第659-661頁。

以上のように、『女子世界』に関わった執筆陣は江蘇省、或いは浙江省の秋瑾など周辺地域の出身者が多かった。彼らは上海を中心的な舞台として、清朝政府に反対する言論を宣伝しながら、女権意識を高めるため、女性向けの新聞・雑誌を発刊し、或いは投稿し、さらにまた女子教育の実践に携わったりした。

『女子世界』の当時の中国における販売拠点をみれば、その執筆陣が上海からその周辺へ、さらにまた全中国へと遠心的に情報を発信しようとしていた傾向は一層明らかになる。同誌は上海の大同印書局を総発売所とし、上海の周りの地域を中心に、また、上海より西の江西、安徽、湖北、湖南、四川、北の北京、山東、南の広東などにも販売の拠点を設置していた。ここで同誌の裏表紙の記載をもとに、『女子世界』の販売拠点を、以下のようにまとめた。なお、期ごとに販売される場所は多少の変動がある。

表 中国各地における『女子世界』の販売拠点¹⁰⁾

上海	望平街	棋盤街	四馬路	城内花園弄
	啓文社・教育館	文明書局・明権社・新民書局	開明書店	務本女学堂
常熟	寺前街			
	海虞図書館・孚記書莊			
崑山	角澤沈第			
	張惟一先生 ¹¹⁾			
蘇州	元妙觀東	同里	黎里	元和周莊鎮沈三本堂
	開智書室	同川学堂・任味之先生	柳安如先生	沈子樹先生
無錫	道場巷			
	務實学堂			
常州	白雲渡			
	育志小学堂			
松江	珠涇鎮			
	両宜齋			
南京	東牌楼	夫子廟前		
	啓新書局	明達書莊		
揚州	轅門橋	新勝街		
	開通書報社	華瀛公社		

¹⁰⁾ 『女子世界』1904年8期の裏表紙より作成。

¹¹⁾ 先生：男性に対する敬称。

杭州	回回堂聞壁	下城頭巷	西湖金沙港蚕学館	水師前採辨書報処
	史学斎	白話報館	陶佐虞先生	陳霞臣先生
台州	黄岩県			
	教育社			
嘉興	城内秀水県学堂			
	鄭斐臣先生			
寧波	日新街			
	文明学社			
紹興	倉橋街			
	万卷書社			
江西	省城（省の首府）洗馬池		馬王廟の後ろ	
	嘉惠書莊		南昌派報処	
湖北	武昌横街	武昌青石橋	教育普及社	察院坡
	中東書楼	総派報処	蒯麗丞先生	文明書室
湖南	長沙太平衛		長沙	
	国民叢書社		国民教育社	
安徽	省城			
	実業書局			
四川	重慶		成都	
	広益書局		二西山房	
広東	省城雙門底街	省城大馬站裕和堂		逢源里西街
	広聞報社	林恵銓先生		女学堂
北京	琉璃廠			
	有正書局			
山東	省城			
	済南報館			

同誌の投稿者には初国卿が挙げた人々のほかにも、金天翮がいたことに注目しておかねばならない。前述のように、『女子世界』は金天翮の「女権」の大きな影響のもとに出発した刊行物である。同誌の発刊の辞は金天翮が金一という筆名で書いていた。発刊の辞において、金一は20世紀の中国女性を「文明の花」と喻え、「20世紀の女国民」と称していた。さらに、「女子という者は国民の母である。中国を革新するには女子を革新しなけ

ればならない。中国を強くするためには女子を強くしなければならない。中国を文明化するためには女子を文明化しなければならない。中国を救うためには女子を救わなければならない。それは疑いのないことである」と論じた。編集長である丁初我も金天翮の論調を引き継ぎ、「女子世界頌詞」において、「国民という者は国家の分子であり、女子という者は国家の公母である」（女子は国民の母という意）と述べるとともに、20世紀は「軍人の世界」、「遊侠の世界」、「文学美術の世界」であるため、花のような女子を「女軍人」、「女遊侠」、「女文学士」として養成すべきことを説き、文の最後において「女世界、万歳」、「女国民、万歳」、「女中国、万歳」と呼びかけたのである。金天翮、丁初我などによって唱えられた「国民の母」、「女国民」は『女子世界』の主旨とされ、繰り返し論述され、女性の新しいイメージを作り出そうとした。

先に挙げた「女子世界頌詞」において、丁初我は、20世紀は「軍人の世界」、「遊侠の世界」、「文学美術の世界」であるため、女性を「女軍人」、「女遊侠」、「女文学士」として養成しなければならないと説いていた。つまり、著者は時代の変化に応じて女子を「革新」し、女国民として、新しい義務を果たさせ、社会的役目を担わせるという意図を持っていたのだが、かかる「女国民」が担うべき具体的な社会的役割として唱えられたイメージこそが、「女軍人」、「女遊侠」、「女文学士」だったのである。このような「女国民」像をつくるために、『女子世界』では、伝記（最も多い）、翻訳小説、図案、歌など、より平易で受け入れやすいジャンル・文体による宣伝が行われた。例えば、伝記としては、「女軍人伝」（1904年第1期、第2期、第3期）、「中国第一女豪傑女軍人家花木蘭伝」（1904年第3期）、「中国女剣侠紅線聶隱娘伝」（1904年第4期～第5期、第7期）、「中国民族主義女軍人梁紅玉伝」（1904年第7期）、「女雄談屑」（1904年第9期、第10期）、「為民族流血無名之女傑伝」（1904年第11期）、「女文豪海麗愛德斐曲士（アメリカの女性文学者）伝」（1905年2巻1期）、「女刺客沙魯土格兒垵伝（フランス革命の女英雄）」（1905年2巻2期）、「革命婦人（ロシアの革命婦人）」（1905年2巻3期）、「女魂（太平天国の女英雄等）」（1906年4、5期合刊）、「女魂（続）」（1907年2巻6期）などが取上げられ、「女子英雄主義」を大きく宣伝した。翻訳小説としては、「侠女奴」（1904年第8期、第9期、第12期）が訳された。また、「女国民」についての歌も何曲も載せられている。同誌はこのようにさまざまな形で女性が軍人として、遊侠として、「文学士」として、さらに「刺客」として、激しい行動を以て戦うべきだと宣伝した。

二、「国民の母」、「女国民」の鑄造

では、このような「国民の母」、「女国民」を鑄造するには、どうすればいいか。『女子世界』は、ほぼ金一が『女界鐘』において提言した六つの「女権」に基づいて議論を展開している。ただし、その六つの権利の中でもとりわけ同誌が議論の中心に据えたのは、「入学の権利」、つまり教育を受ける権利についてであった。

当時、中国において、女性が受ける教育を一般的に「女学」といい、「女学」を受ける場所を一般的に「女学堂」という。中国で最初に「女学」を唱えたのは、梁啓超などの変法派であったと言われている。しかし、梁啓超の場合には、1896年の『時務報』に掲載された『変法通義・論女学』のごとく、「女学」と「婦学」二つの概念を同時に提出し、

二つを区別することなく使用していた。換言すれば、梁啓超にとって、「女学」と「婦学」は同一であって、彼らの念頭にあったのは、「保国（国を守る）」、「保種（種族を保つ）」、「保教（子供の教育を確保する）」の目的のために、「婦人」に対して基本的な教育を受けさせることに過ぎず、女性の「権利」としての教育という観点は希薄であった。

では、金一、丁初我などの『女子世界』同人たちは、女性に対して、どのような目的のために、どのような教育を受けさせるべきだと考えていたのだろうか。

「論復女権必以教育為予備」（1905年2巻3期）では、教育と女権の関係を以下のように論じている。

女性が学識と道徳のある者になるためには教育以外はなにもない。教育は女権を回復するための予備的条件である。教育と女権の関係は六つである。

- （一）先に教育を興せば、その後、女子の能力は強くなる。凶暴で専制的な男子がいても、女子を束縛し、抑え付けることができなくなり、女権が広められる。
- （二）先に教育を興せば、その後、女子の見解が深くなる。元気がなく、弱弱しい男子がいても、女子を引きつけ、侮辱することができなくなり、女権が男子の権利と平等になる。
- （三）先に教育を興せば、その後、女子の交際能力は向上する。姑や兄弟の妻たちと仲がよくなり、互いに勘ぐることがなくなり、女権を誤用することがない。
- （四）先に教育を興せば、その後、女子の公德心が高くなり、顔色が柔らかになり、心が落ち着く。親族に対しても、地位の低い者、幼い者に対しても、自分の子供のように扶助する。酷く、ひねくれたことや独断専行することがなく、女権は末永く享有できる。
- （五）先に教育を興せば、その後、女子は「大義（大きな道理）」を知る。「同室（実の兄弟）」たちで料理を取り分けるにも、計算してこだわる必要がない。「匈奴を消滅させる前には家をたてることができない」。「緹縈」、「木蘭」のようなりっぱな女子が今再び現れれば、女権は極上に発達するであろう。
- （六）先に教育を興せば、その後、女子は上手に知人を選び、自由な結婚を決定できる。「才子」と「佳人」は出会ったら、幸せな楽しい家庭がつくられ、欧米に匹敵するだろう。女権は栄え、残された憂いはない。

以上のこの六つの道徳、この六つの特長を持つということは、つまり学識が深く、道徳が高いということである。このような学識、道徳を持つ女子こそ国民の母になり、国の政治に参加できる。

ここに論じられている教育と女権の関係からみれば、まず教育の目的の一つは女権を回復することである。女子が学識、道徳を持ち、能力を向上させれば、自分を束縛し、圧迫する男子と平等な地位に立つことができる。女子と男子は平等となる前段階において、対立する関係にあると考えられていた。また、女権を回復することは、家庭内の関係を睦まじくするためにも必要であるという。さらに、民族主義の立場から、女性を異民族と戦うことができるような（つまり清朝打倒に立ち上がることができるような）「女英雄」に育てるためである。ただ、最後に唱えられている自由結婚で家庭をつくるという提案につい

では、まだ伝統的な「才子佳人」の結婚の理想にとどまっているものであるように思われる。論者は素朴な女権主義、民族主義という立場から出発してはいたが、教育という手段によって、一定の女権をもつ「国民の母」を育てるという観点を提起しており、これは梁啓超が「女学」・「婦学」を通して「賢母」を育成するという考え方に比べれば、女子に賦与する義務も権利も広い。『女子世界』論者が考えていた国家・民族の範疇・概念と、梁啓超が考えていたそれとは異なるのだが、女性に対して、民族・種族あるいは国家のための「母」としての役割を重視している点ではほぼ一致していたと言えよう。

実際、このような「国民の母」、「女国民」を養成するための「女学堂（女性教育のための施設）」の設立も始まっており、例えば、上海の「愛国女学」、「宗孟女学堂」などが挙げられる。このうち、「愛国女学」は1902年、蔡元培によって、創設された。「愛国女学校第三次改良章程」（『女子世界』1904年6期）によると、この学校の宗旨は「女子の智識と体力を増進させ、女子に母親として子供を教育するための礼儀と風格を教え、国民を鑄造する能力を養成させるためである」という。また、この二つの学校は双方ともに民族主義的傾向が強かった。「愛国女学」の創建者である蔡元培は「在愛国女学校之演説」において、「本校は創建された最初のころ、ちょうど清朝の末期にあり、革命的な性格を持っていた」と述べており、また、女子が男子より暗殺活動を行いやすいと考え、革命を成功させるために、学校の正規の授業のほかに、女子学生に勇敢な精神と暗殺の技能を養成させた。「愛国女学」は多くの女性革命者を育て、その中には、後の辛亥革命に参加した人も少なくなかった¹²⁾。

「宗孟女学堂」は1903年、上海で陳婉衍、童同雪などによって創建された。「宗孟女学堂章程」（『女子世界』1904年4期）によれば、この学校には「対俄同志女会」、「中国赤十字社」の組織があったという。1903年12月、蔡元培などはロシアが中国の東北を横領しようとすることに對抗するため、上海で「対俄同志会」をつくり、『俄事警聞』という雑誌も出版した。蔡元培などの影響を受け、「宗孟女学堂」は「対俄同志女会」をつくった。『女子世界』に掲載された「対俄同志女会之議案」（1904年3期）によれば、その会の総議長は福建の鄭素伊、上海の陳婉衍と童同雪、女性三人が担当している。鄭素伊が一人で3000元を寄付し、それを会の資金としていた。前年12月の初め頃、宗孟女学堂において、会議が行なわれた。その会議で、総議長はまず中国において赤十字会を設立しようと提言した。陳婉衍女士は赤十字会に関する歴史を説明した。それを聞いた議長も議員もみんな喜んで拍手し、中国は一旦事あるとき、戦場に赴きたいと言った。総議長らの決定によって、まず以下のような五つの活動方針が定められた。

- 一、外国語の手紙によってスイスなど諸国に（中国において赤十字社を設立することを）通知する予定である。
- 二、在日商人孫淦など活動に倣い、各省の督撫及び外務省に状況を通知する予定である。
- 三、専従員を日本に派遣し、日本の赤十字社と連絡を取る予定である。
- 四、宗孟女学堂の中で、医学科を増設し、医学の女性教員を招聘する予定である。速

¹²⁾ 鮑家麟等著「近代中国婦女運動史」、近代中国出版社、中華民國89年、第114頁。

かなる医学の習得を目的とする。

五、必要に備え、あらかじめ傷を治療する薬を購入する予定である。

「対俄同志女会」がまさしく戦闘状態の発生に対処することを前提に活動していたことが理解できよう。実際、1911年に辛亥革命が勃発した際には、「宗孟女学堂」の創建者である陳婉衍、童同雪は、この学校的女子学生を主幹として「女子北伐光復軍」を組織し、戦闘に参加するため南京に赴いている。

三、婦人の教育と「女種」

『女子世界』投稿者の中には、普通の「女学」とは異なり、特別な「婦人の教育」を唱えた論者もいる。

「今の普通の『女学』は年齢の長幼に関わらず、教育を受けさせるものであり、(成人女性である)婦人が教育を受けられないことは心配しなくていいのではないか」という考え方に対して、論者である時造は「婦人之教育」(『女子世界』1904年12期)において、「婦人」と年少の女性とは、それぞれの「時地(天から与えられた機運、つまり年齢と責任のこと)」「考え方、才能」が異なるため、「婦人」に向けた適切な教育を行なうべきだと主張している。その理由として挙げられるのは、以下の二点である。

一、人間は男女を問わず、成人した後、「脳力(智能)」が「充足(いっぱいの状態になる)」し、しかも成人した前の記憶も頭の中であって消えてはいない。さらに、成人である「婦人」は家政のことや育児のことに力を使いすぎるため、「小女子(成人する前の年少の女性)」の単純明快な頭脳や、発達した体力には比すべくもない。

二、将来、国民を生む責任を負っている、我が若く、若い女子を育成し、その人格を磨くのはもちろんのこと、あの成人した、お嫁にいく年齢になった者、あるいはもうすでに結婚し、子供を育てる責任をもつ者に対しても、現在に関わることなので、彼女たちの「学識がない」状態を変えないと、子供に非常に悪い影響を与える。

このような大きな責任を分かち持っている「婦人」に対しても、「德育」、「智育」、「体育」の三つの面から教育を行なうべきなのだ。具体的な科目としては、以下の七つが取上げられている。

- (一)修身 分かりやすい図案のある修身教科書(婦女に関する物語が多いもの)(家政についての簡単な知識を付け加えること)
 - (二)国文 分かりやすい教科書、作文(手紙を書くための口語文法を付け加える)
 - (三)算数 足す・引く・かける・割るはうまく使えなければならない(珠算はよくできる)
 - (四)手芸・裁縫 手作りの服の作り方とたたみ方(料理法を付け加えること)
 - (五)理科 生理についての簡単な知識、育児法
 - (六)美術 簡単な書道(音楽・詩を付け加えること)
 - (七)体操 育児についての楽しい遊び方
- 以上の科目の中で算数、手芸、育児法、音楽、手紙の書き方は最も重要であり、料

理、遊び方は二番目に大事であり、文学の場合は簡単な文が作ればいい。これで、一、二年で卒業できるが、その子供たちは母親にいろいろ教えてもらうことができるので、生涯にわたって利益となる。

ここで唱えられた「婦人の教育」は現在の情勢に応じ、次の国民の育成を担う「婦人」に対し、行なう速成教育である。「国民の母」なる言葉の通り、当時の女性にとって同時代から賦与されていた「国民」としての主要な義務は、「種族を改良する」という差し迫った重大な課題への貢献であった。「女種」という言葉はそのような発想の中から誕生した。「種族」を改良するためには、まず「国民の母」となるべき女性という「種」を改良しなければならないのである。

『女子世界』の編集長をした丁初我は社説「哀女種」（1904年6期）において、「女種」という言葉を次のように説明している。

「今いう女種とは、文明の祖（祖先）ではなく、国民の母である」。ところが、いまの「女種」は「病種（病的な種族）」であり、その病気の原因には悪しき遺伝子に由来するものも、後天的な環境に由来するものもある。遺伝子に由来するものは三つある。一は「非愛種」である。「わが中国の女子はよく愛を言っているが、愛を使う方法を理解していない」。「愛の基礎は利己心ではなく、個人と国家の上にあり、群衆を集め、国を造るために最も重要なものであるが、中国では従来このような愛がない」。二は「非侠種」である。『『侠魂』は国を興す利器であり、復讐の奇術であり、死を蘇らす興奮剤である』。「二千年前の中国も『侠国』であったが、儒学が盛んになるにつれて、『侠』の気風も衰え、家庭・社会も病体となった」。「儒学は国を弱め、奴隷へと変え、最後には国を滅亡させる」。三は「非軍人種」である。「三千年来、中国で立派な軍人の気風はなくなり、妖怪や悪魔の気風が日々溢れている」。しかし、「世界各国は武の精神を尊び、軍人国民の資質を種族改良の近道と考えている」。「『病夫弱種（病気のある弱い種族）』は世界で存続することができない」。後天的環境に由来するものも三つある。一は「種族の育成方法を知らないこと」。二は「運動をしないために病的であること」。三は「種族に対する纏足の害である」。

論者の主旨をまとめると、種族を改良するには、以上挙げた病因から「女種」を改良しなければならないということになる。国の存亡は女子にかかっていると考えられていた。

四、自由結婚と「国種（国家種族）」の盛衰

種族改良への緊迫感は、結婚の形式に対する見方にも反映されている。

「自由結婚議」（1904年11期）では、以下のように結婚と種族、社会、国家との関係を論じていた。

社会は何によって成り立っているのか。社会は男女の愛情に基づき、男女の結合から成り立っている。人類に愛情がなければ、社会はない。男女の愛情が深ければ、その家は必ず隆盛に向かい、その国家は強くなり、その種族は繁栄し、その社会の進化は速くなる。ゆえに、一夫一妻は世界の公理である。

続いて、論者は自由結婚の条件成立に当たっての前提条件を述べている。

自由結婚は簡単なものではない。自身を治めることができない者は自由の楽を楽しむことはできない。自身を養うことができない者は結婚のことを許されない。これは文明国の自由結婚の規則でもあり、真理でもある。

また、論者は結婚する際に五つのことを注意しなければならないとも述べている。第一は、結婚と「国種」の盛衰・強弱との関係を重視することである。論者はこのように結婚と「国種」の関係を論じている。

結婚は「国種」にとって最も尊重すべき義務であり、交合は「国種」にとって最も重大な事業であり、生育は「国種」と最も密接な関係がある。それゆえ、男女の間においてみだりに愛情を与えることはできず、みだりに結婚はできず、みだりに交合できない。しかし、結婚後の夫婦の場合には、互いに親友として、親しみ、愛し合い、尊敬し合い、励まし合うならば、子孫は繁盛し、強くなるだろう。20世紀の舞台においては、種族の競争が演じられている。(今) 白い種族は優勢な地位にあり、だれも反撃できない。一方、我が黄色い種族は外国に侵略されながら、(最も重要なはずの) 結婚交合の道理については不問に付しているだけでなく、児劇(子供の遊び)のように軽視し、あざけっているため、天によって淘汰され、種族はますます衰えていく。(われわれが) 白人に侮辱されるのは故がないわけがない。「匹夫匹婦(普通の男女)」にも罪がある。従って、私に言わせれば、黄色い種族の強盛のためには、必ず個人の結婚・交合と「国種」の関係を重視しなければならない。

続いて、第二に、体質を重視することを説く。論者は西洋の哲学者の論点なるものに借り、種族を改良する方法として、男女が結婚する際には、互いによく個々人の体質を考察するべきであると主張した。さらに、第三に気性に注意すること、第四には学識を重視すること、第五には人柄を重視することを説いていた。論者はこの五つの注意点を実行することこそ「文明的国民」による自由結婚の条件であり、種族を改良するために好適な方法だと述べていた。自由結婚とは、「種族」を改良し、激しい生存競争のただ中で生き延びていくために、「匹夫匹婦」にまで普及させるべき手段だったのである。

五、「国民の母」の前提条件としての自立

『女子世界』において、理想的な「国民の母」、「女国民」に必要であると考えられたものは、まずは深い学識、道徳と人柄、軍人のような気質と丈夫な身体であったが、それ以外にももう一つ欠くべからざる要点は、依頼心をなくし、自立できることであった。

1904年第7期の『女子世界』に掲載された「論鑄造国民母」では、異民族(満州族)の統治と外国思潮の侵入のため、国はまもなく滅亡するのではないかという憂慮のもと、「国民の母より生まれた国民がいなければ、国は国でなくなる。国が国民を鑄造するためには、必ず前もって国民の母を鑄造しなければならない」と言明した。ところが、「我が

中国の女性は、不名誉・不道德で、自ら発した言葉、起した行動は一つもなく、生涯にわたり自分の責務を放棄し、夫と子供に従い、依頼心が強い。その原因は二つある。一つは家長専制の毒によって、女性は（家庭を）出入りの自由、交友の自由、婚姻の自由がないため」であり、二つめは「専制政府」の統治に置かれたためである。そうすると、「家庭からの直接的な圧制と国家からの間接的圧制という二重の圧制のもとで、女性は一生権利を有することを知らず」、「生計を自営する力がないために苦しんでいる」。それを改新するには、「旧い風気」を変え、女子の依頼心をなくさせ、自立させなければならない。自立のモデルとしては、欧米の女子学生が取上げられた。「欧米諸国において女学校は都会に林立し、女子学生は道に溢れている。彼女たちは卒業したら、美術家、哲学者、文豪、劇作家（悲劇家）などになったり、政治に携わったり、探偵をしたり、看護師をしたり、救世軍を組織する。彼女たちは頭が鋭く、活発で、独立不羈な精神をもって、国家社会の事業を営む」。また、イギリスの父母が子供の自立を育てる例も取上げられた。「イギリスの父母は莫大な財産を公共事業に投じて、絶対子供には相続させず」、子供の「独立自営の能力」を育て、「他人に依頼するのは恥」と考えさせると言う。この論文の主旨をまとめると、「国民の母を鑄造する」ためには、女性から「依頼心」を除去し、生計を自営させ、自立させる必要がある。「千百年来喪失していた権利を回復させる」ために、自立した女子は、「男子に対し、傲慢でもなく、卑屈でもなく、国家のために力を尽くし、愛を奉げ」、「20世紀のすばらしい女兒国（女性国家）」をつくるということになるだろう。

同誌において、「女子」が自立するモデルとして、アメリカなどの女性の職業が紹介されていた。外国の女性が勤めていた職業は数多くあったが、同誌において最も大きく宣伝されていたのは看護師のイメージである。例えば、ナイチンゲールについての挿絵、物語と伝記が軍隊付き看護師のモデルとして紹介された。看護師として、戦場に赴き、負傷した軍人を看護するのは、国民の母としての責任を果たしている典型例と見なされていた。看護師であるナイチンゲールのイメージは、その後も中国の女性の職業観に大きく影響を与え、看護師は女性に最も似合いの職業の一つとして宣伝され続けた。中国では今に至っても、ナイチンゲールの誕生日は、看護師によって盛大に祝われているのである。

六、交際の権利

金天翮の女権説によれば、女性にも交際の権利があるべきだという。しかし、20世紀の始め頃に提出された女性の交際の権利とはいったいどのようなものだったのだろうか。女性の交際の権利は、国民の役割、国家とどのような関係において語り出されていたのだろうか。『女子世界』においては、この点についての議論は必ずしも多くはなかった。

先に取上げた「論復女権必以教育為予備」（1905年2巻3期）では、教育と女権の關係に論及した際に、女性の交際についても少しばかり触れていた。論者は教育と女権の關係を六点挙げていたが、その第三点は、「先に教育を興せば、その後、女子の交際能力は向上する。姑や兄弟の妻たちと仲がよくなり、互いに勘ぐることがなくなり、女権を誤用することがない」というものであった。ここから伺われるように、女性の想定される交際範囲は、家庭内に限定されている。従って、教育を受けた女性の交際能力の向上は、直接的には、家庭内の關係をむつまじくすることに結びつくのみである。論者はここで、女性の

交際と国家の関係を明言していないが、家は国家をつくる最小の単位であると考えれば、女性の巧みな交際を通して、家庭がむつまじくなれば、国家も平和になるという推論は可能であろうし、そうなれば、女性の交際能力も国家の安否に関わっているとも言えるであろう。女性が教育を受け、巧みな交際で家庭内の関係を円満に保つこともまた、「女国民」としての役割を果たし、国家へ貢献するかたちの一つであったと想定できるかもしれない。

一方、この伝統的な女性の交際権利とは異なる論調を持つ論説「男女交際論」が1907年2巻6期の『女子世界』に掲載された。これは日本の『時事新報』に載せられた福澤諭吉の「男女交際論」の中国語訳であり、訳者は金匱（現在は無錫の一部となっている）の張肇桐と無錫の秦毓璠である。

張肇桐（1881、或いは1880-1938）は江蘇無錫の人、字は葉侯、或いは翼后、号は軼欧、または一鷗、筆名は自由花である。辛亥革命以前において日本に留学し、『江蘇』の記者を務めた。1903年、『自由結婚』を著したが、これは犹太遺民万古恨著、震旦女士自由花評という名前で発表されている。その後はイタリアに行き、採鉱冶金学を学んだ。帰国後は北京政府の工商部技正、代理鉱務司長、鉱務司主任、鉱務司長を歴任した。1928年以後、国民政府の工商部商業司長、実業部商務司長等の職位に就いた¹³⁾。

秦毓璠（1880-1937）は、字は効魯、別名は黙、号は天徒、坐志、江蘇省無錫県生まれであり、中国同盟会員、中国国民党の幹部である。彼は1896年華蘅芳から変法思想の影響を受け、また梁啓超の『時務報』、その他『万国公報』などを購読して改革思想をいだくようになった。1902年呉稚暉に勧められて来日、早稲田大学で政治経済学を学んだ。そのころ、清朝の駐日公使・蔡鈞は革命防止のため日本の陸軍学校への留学生派遣を阻止しようとしたので、呉稚暉は抗議運動を組織した。しかし、呉が本国に送還されたので、秦毓璠は憤慨し、張継、蘇曼殊らと「青年会」を結成し、民族主義、破壊主義をスローガンに掲げた。1903年大阪博覧会での中国人侮辱の展示物事件に抗議し、展示を変更させた。同年江蘇省同郷会に推薦され、雑誌『江蘇』の編集長となり、革命思想を宣伝した。また、同年ロシア、日本間の中国東北を戦場とする戦争が切迫したので、黄興・鈕永建らと「留学生拒俄義勇隊」を結成、帰国してロシア軍に抵抗しようとした。しかし、清朝政府からは、ロシアへの抵抗は名目で、実際は革命をめざしているとみなされ、弾圧されたため、義勇隊を解散し、張継らと「軍国民教育会」を結成してその趣意書を執筆した。軍国民教育会に鼓吹・暗殺・起兵の3部を設け、革命の宣伝から実行への転換を計った。まもなく、秦は張継らとともに運動員として帰国し、革命運動に着手することになった。上海に国学会社を設立し、革命出版物の発行と連絡の機関とした。1904年劉季平らと麗沢学院を設立、革命青年を育成しようとしたが、まもなく解散し、秦毓璠は黄興らに招かれ湖南省長沙に赴き、高等実業学堂教務監督に就任した。同時に、黄興、張継、陳天華らと協議して、革命団体華興会を長沙に発足させ、黄が会長となり、秦毓璠は副会長となった。まもなく、華興会の長沙蜂起計画が発覚したので広西に避難した。1905年安徽高等学堂で西洋史を講じ、翌年広西龍州边防法政学堂監督となり、『中国歴代興亡史略』を編纂し、学生に革命思想を注入した。1907年黄興が指揮した同盟会の鎮南関蜂起に参加、失敗後、上海に

¹³⁾ 陳玉堂編『中国近現代人物名号大辞典』（全編増訂本）、浙江古籍出版社、2005年、第645頁。

赴き、楊篤生の招きで新聞『神州日報』の編輯にあたった。また、後の1911年武昌蜂起、1913年第2革命などに参加し、国民党の幹部になったが、1937年肺炎のため自宅で死去したという¹⁴⁾。

張肇桐についての情報は乏しいため、現時点では多くを把握できていないが、張肇桐も秦毓璠も、中国近代における初期の日本留学生であり、さらに近接地域の出身であるため、少なくとも、イタリアに留学以前の張肇桐は、社会活動において秦毓璠と何らかの接点があると考えられる。秦毓璠の経歴をみると、秦が福澤諭吉の「男女交際論」を翻訳したのは、1907年広西の鎮南関蜂起に参加、失敗後、上海に戻り、『神州日報』の編輯にあたった時期だと推測できる。秦は学生時代から清朝の圧制を排斥する思いが強く、民族主義を鼓吹し続けたが、鎮南関蜂起をはじめ、清朝支配を覆そうとする行動はことごとく失敗に終わった。このような時期に、秦はどのような心境と意図で「男女交際論」を訳したのであろうか。この翻訳は、福澤諭吉の「男女交際論」の忠実な直訳ではなく、添削された部分もあれば、一方では訳者自身の見方も書き足されている。ここでは、原文と訳文を対照しながら、訳者が原文を改変した部分を分析し、訳者の男女交際に対する考えを検討してみたい。なお、対照する日本語原文は、大正15年、時事新報社編纂になる『福澤全集』に収録されたものを使用している。よって、福澤の原文における当該箇所の内容については、大正15年版全集6巻の165～193頁により示してある。

原文	第一節、p. 165 西洋文明の主義漸く日本国に入りてより世の人も漸く人間交際の大切なことを合點して親戚朋友同業同国同学同志など様々の縁を以て相互に往来し時を定めて集会し又或は臨時に懇親の酒宴を開くが如きは<u>近年の流行にして即ち人間交際の道の開けたることなれば我輩の最も喜ぶ所なれども</u>
訳文	歐西文明日益東漸，士君子漸知交際為人生之所必需。學侶朋徒親戚鄉黨，定時會集，歡叙情懷，<u>或交商學問，互換智識，平時既聲氣相求，有事自患難可共。</u>雖曰民間私事，於國勢實大有關係也。
分析	「雖曰民間私事，於國勢實大有關係也。」（民間の私事とはいえ、国の情勢とは大きな関係がある）という部分が書き加えられている。人間の交際と「国勢」とを関連づけて捉える訳者の見方が表明されていると見るべきであろう。

原文	第一節、p. 165 婦人と男子との交際に至りては殆んど絶えて無くして偶々これあれば世に怪しまれ人に咎められる、程の次第なりとは實に文明のために歎かはしき事共にして斯くては日本の文明もいまだ以て誇るに足らざるものなりと我輩が一度びは喜び又一度びは憂ふる所なり抑も男女交際の大切にして是れあれば
訳文	有偶通欵曲者，父母國人心焉賤之。嗚呼，<u>號稱文明上国者，</u>果可因噎廢食如是乎。

¹⁴⁾ 山田辰雄著『近代中国人名辞典』、霞山会、1995年、第656-657頁。

分析	あるいは誤訳であろうか。「文明上国」という表現によってあるいは日本の文明を認めているのか、それとも故意に「日本」を略し、「文明上国」として中国のことをイメージしているのか、判然としない。
----	---

原文	第一節、p. 166 男女両生相接するときは忽ち相近づき相親みて其間に無限の情あるものゝ如し即ち同名なる男男又女女は相衝き異名なる男女は相引くの實を見る可し（情の字に就ては後に説あり單に肉慾の義に解する勿れ）
訳文	男女相接，而後情意之濃，相引相吸，匪可言喻。然亦非淫放之謂也。淑女君子，樂而不淫，愛戀之情，別有所在。<u>此非老生腐儒所得知，亦不足為浮華年少者道也。</u>
分析	「<u>此非老生腐儒所得知，亦不足為浮華年少者道也。</u>」（（男女の情）は「老生腐儒」の知るところではない）と書き加えられている。男女交際と言えは悪しきものと考えよう儒学者の硬直的な見方が批判されているのであろう。

原文	第二節、p. 169 去て都會に來りて純然たる男子の群を成すときは忽ち其性を變じて或は博奕に喧嘩し或は酔に乗じて激論争闘する等殆ど人間交際の潤飾を脱し去るが如き其原因他にあらず單に男子の群中婦人なきが故なりと云はざるを得ず或は今日に於ても相撲力士の部屋にて附合の殺風景なるも其一例にして又彼の海陸軍人に限りて特に法律の嚴なるも其氣を制するがためやむを得ざるに出てたるものならん又一個人に就て見るに男子年長じて品行清潔と稱する者が日本古來の習慣にて婦人と談笑遊戲の交際甚だ稀にして此高尚清潔なる交際より一步を下れば花街柳巷の不品行を犯すより外に情を慰むるの方便を得ず左りとは自ら忍びざる所なりとて進で醜行を犯すを得ず、退て鬱憂を洩らすに地なく、乃ち遁路を酒に求めて遂に自から健康を害するに非ざれば身を木石の如くにして世と相背き變人奇物の名を取る者多し故に我日本国の男子にして妻を娶ること晩き者又は既婚の者にても動もすれば花柳の醜行に陷るは其原因様々なりと雖ども社會の男女高尚の交際に乏しきの一事も亦與かりて大に力あるものと知る可し苟も今の殺風景なる社會に居り畢生その品行を清潔にして俯仰恥る所なく然かも其精神洒落にして能く世と浮沈する者は心身の天稟非常に剛毅なる人物に非ざれば叶はざる事なり
----	--

訳文	比來都會，往往厲集一地。博弈飲酒，放歌狂爭，為閭閻患，求其溫文爾雅，善與人交。如西歐名士者，千百中殆不得一二人。無他，西人男女相友，陽剛陰柔，能相劑相克得其中。而東人男女有別，和雅之情消，乖戾之氣生，粗放相尚，不知儀文為何物耳。然此類粗暴之人，卒不足與語名節。花街柳陌，失足者不知幾萬。事或不遂，放飲以自殺者，又往往有之，不使人堂焉皇焉。交際於疇人廣衆之所，而必令忍無可忍，穴隙逾垣。雖有嚴法，安所得實效乎。人情所不能止者，聖人弗禁。自古惟軍士守法，纖毫不逾，騎士高人，心如槁木。除此而外，疇克忘情。吾願天下士磊磊落落，男女同權，而不忍聞機械變詐，陽矯情而陰自放也。
分析	原文で取上げられた「相撲力士」「海陸軍人」などの実例が、男女交際のあべき姿を実践している西洋人と、「男女有別」ととらわれている東洋人との比較に置き換えられており、福沢の文脈から離れて完全に訳者自身の議論が展開されている。その意図は、一つには中国の読者に分かりやすいように説明することにあつたと考えられるが、同時に、西洋の男女交際のあり方に倣って、東洋の男女交際を「文明化」しなければならないという彼自身の意見を強く打ち出すための意図が働いたのであろう。西洋文明への感服、東アジアの「男女有別」などの伝統的な秩序・規範への嫌悪、軍人の高尚な品行への賞賛などを連ね、男女同権が提唱されている。

原文	第三節、p. 171 男女の關係は人生に至大至重のものなるに古今東洋の諸国に於て會て其利益を論じたるものなきは學者の等閑のみならずたまたま論及することあれば却て此利益を害せんとするもの多きは寧ろ學者の罪と云ふも妨なきが如し蓋し数千年来男女無緣殺風景なる習慣を成して人の怪しまざる今日に於て遽に其議論の端を發きたらば必ず世間の耳目を驚かして不平を鳴らす者も多からん且この問題を口にし筆にするは頗るむづかしき事なれども言はざれば際限もなし故に我輩は敢て今の世論を憚らざるのみならず古人の教と稱するものに對しても遠慮なく論破せんと欲する者なり
訳文	男女關係，至大且重如此，而古今亞東諸国，非徒不知其利，抑且附會其害，吾誠不能為學者解也。積數千年矯揉造作機械變詐之風，而一旦據天理本人情以語之，是何異語晉惠以帝國主義，告秦檜以民族精神乎。雖然宇宙進化，日異月新，因時制宜，今人之責，彼古人立教，亦各為其所遭之時耳。安能舉千百世而範之，墨守古風？有志者所羞稱，而豪傑所諱言也。

分析	原文は単に男女の交際について「口にし筆にする」は難しいと述べるに過ぎないが、訳文では、「何異語晉惠以帝國主義，告秦檜以民族精神乎。」（晋の恵帝に帝國主義を、宋の秦檜に民族主義を説くのと同様でまったく無駄である）と加筆されている。晋惠帝（359-306）は晋武帝司馬炎の次男、西晋の二代目の皇帝である。其の在位時間は290-306年の17年間であり、中国歴史上で最も愚昧な皇帝の一人だといわれている。其の在位期間に、「八王の乱」が起き、西晋は滅亡の道をひた走った。秦檜（1090-1155）は江寧（今の江蘇南京）の人、北宋政和五年（1115年）の進士、金と戦うことを主張した岳飛を殺害したことにより、忠臣を殺害した売国奴というイメージが定着した人物である。ここでは、「晋惠」と「秦檜」は、清朝のことを暗示しており、凡庸無能な清朝は文明が進んでいる外国と戦う能力がなく、まもなく末路をたどるであろうという予言でもある。また、末尾の部分「安能舉千百世而範之，墨守古風？有志者所羞稱，而豪傑所諱言也。」（古風を墨守するのは、志あるものの恥じるところ、豪傑の言うをはばかるところである）と書き換え、新しい時代に応じ、革新・改革をすべきだと強調している。
----	--

原文	第五節、p. 179 千百年来既に其習慣を成し殊に徳川政治の太平二百五十餘年の其間に人心は次第に萎縮して都て用心堅固を旨として男女の交際に就ても云はゞ臆病にして進で危からんよりも寧ろ退て大丈夫を踏まんとの氣風を醸し婦人をば人間交際の外に擯斥して有れども無きが如きの地位に陥らしめたるは我日本国の一大不幸と云ふ可きものなり<u>一度び此習俗の人心に徹したる以上は其習俗以て天下を支配し又天下を壓制して如何なる有力者と雖ども之に抵抗するを得べからず之を社会の壓制（Social oppression）と云ふ政府の法律は嚴なるに似たるも之に接すること甚だ稀なるが故に假令ひ壓制なるも尚ほ堪ゆ可しと雖ども社会の壓制は朝々暮々人の心身の自由を犯して片時も止むことなきのみか其勢力の強大も亦法律の比に非ず</u>
訳文	千百年来、習慣已深、近三百年、人心愈蔽、好古彌篤、女子益擯於人生交際之外、誠我日本之大不幸事也。政府之壓制指法律、以力服人、力非無限、尚易抗拒。社会之壓制指風俗指習慣、死人之心、人心一死、永不復生。不勝憤憤之私、欲以三寸管城、挽數千載積重難返之勢、螳螂當車、固知無補。然知其不可為而為之、固志士之天職、抑亦不佞所、不敢辭也。知而不言、言而不盡、知我罪我、是在後人、吾陳吾見、盡心焉已耳。

分析	原文「殊に徳川政治の太平二百五十餘年の其間に」という部分を「近三百年」に書き改めている。これは、中国の読者に対して、清太祖である努爾哈赤が国の号を「金」に変え、清朝統治の基礎を定めた1616年以来三百年ほどの清朝統治の時代を想起させたはずである。また、「政府之壓制指法律」、「社會之壓制指風俗指習慣」と注釈を付して訳された部分は、原文をよりわかりやすく解釈するための措置であろう。法律など政府の壓制（清朝の酷刑などを指す）はより抵抗しやすいが、古い風俗・習慣などの社会の壓制の弊害は根強く社会の内部に浸透したため、改革するのは難しい。しかし、それこそを変革の対象とすべきであるという訳者の見方も強調されている。
----	--

原文	第六節の後半、p. 185-186 近く家内に同居する舅姑の如きは最も其邊に注意して一方には聾嫁の睦じきを悦びながら又一方には其間疎縁ならんことを祈り苟しくも双方の情に優しきものあれば大に之を悦ばず……（家庭内の舅姑と聾嫁の関係、情死と社会の壓制の関係を論じた）
訳文	然行遠自邇，事理之常，世有愛其家而不愛其国者，未有愛其国不愛其家者。微論忍於家室，困苦患難，漠不憂心之木偶，萬不能后樂先憂，恩及庶物也。能之亦厚薄倒置，不合天理，非行詐矯偽，即驚外逐世，非人道耳。故苟有至情，一切當愛，計較小大，熱血易塞，安有忍於家室，而能愛及民物者乎？且既忍於家室，亦何必愛民物。故聖人之愛其國人也，尤愛其家人，愛其父母也，尤愛其妻子。公爾忘私，国爾忘家，乃賤儒僞情之說，反於天理者也。
分析	原文の内容を一部削除し、まったく新たに訳者の論述を付け加えている部分である。「公のために尽くし、私事を顧みない」、「国のために尽くし、家のことを顧みない」などの偏頗な儒学の説を批判し、国家を愛すると同時に家族を愛し、父母を愛すると同時に妻、子供を愛すべきだと主張する。

原文	第七節の後半 p. 189-191 今の男子の醜行を見れば實に驚く可きものも多しと雖ども其平生男女の交際に曾て情交の優美なるに逢はず終歳無情無味の虚飾に束縛せらるゝがゆえに一旦その繩を脱するときは嚴重の極度より不取締の極度に移るものにして直ちに裸體の醜を露はす者に等し……（虚飾の束縛と裸體の醜との関係、日本の婦女子が演劇俳優等に情の通路を求める原因を論じている。）
訳文	誠使因勢利導，聽其以文會友，聽其道義相交，俾各平等，由其情於有用之地，則男有所畏，不敢不敬，女知自重，不肯俯就，縱不能萬無一弊，究何至弊多利少如今日乎？嗚呼，洵如古東儒之說也。則歐美少男少女且同校而居，東方一婦一夫，猶内外有別，宜乎彼無完璧，而此盡正人，然而事與願違，利害相反者，箇中消息，殆可為知者道，難為一孔之儒言也。

分析	男女の情交の欠如について述べている原文の内容を、欧米の「男女同校」と東洋の「夫婦有別」の差異についての論述に変更している。欧米の文明を羨望する一方、批判の矛先は、男女の交際を厳しく戒める儒学に向けられている。
原文	第八節 p. 191-193 前條の次第にて男女交際の事に付き古人の言は漫に間然す可らず其時代に在ては自から功能もありしことなると雖ども後世の学者が變通の道をしらずして唯その言を墨守し次第に窮屈なる法を定めて一切情交の運動を許さざるよりして折角の教あるも依て以て社會の品行を正すに足らざるのみか…… (男女の交際を奨励し、古来の世教習俗を反対し、社会の壓制を拒むべきだという著者の見方を表明した。)
訳文	男女交際之有益，事屬創聞。苟非躬游歐美多所閱歷者，或難遽信。至男子隔膜之弊，則例證具在，彰彰難掩，雖有辯者，不能自欺欺人也。及今而圖之積重已難驟返，況更視為緩圖乎。社會壓制，不得不抗，閨門謬訓，在所必去。教育男女一律，交際任其自由，或烹茶剝果，或討論演說，或鬪智比武，或探勝尋幽，舉凡男子所為者，女子亦為之，且得男女共為之，廣見聞於無形，進德義於不覺。嗚呼，吾見其利而不見其害也，吾見其甚要而不見其可緩也。 …… 吾所望于天下者，在革男尊女卑之惡習，養自由獨立之精神，陰陽相濟，道一風同，國家興亡，人肩其責耳，豈有他哉。嗚呼，吾老矣，筆禿唇焦，所愛惟國，讀我書者，諒有同心，若夫中野外文，以吾言為口實，則吾不敢以此妄度人，凡我同人，當亦有所不忍也。 (結尾附對聯) 莫謂草蘆無俊傑 須知山澤起英雄 橫批 男女同人 無可異相 逢攜手對談心
分析	原文の内容にはほとんど関わりなく、男女交際に対する訳者自身の考えが展開されている。ここでもまた、男尊女卑などの「悪習」を改革し、対等な男女交際など自由独立の精神を成立させることができるかどうか、国家興亡に関わるという見方が反復されている。

以上が福澤諭吉の「男女交際論」と、『女子世界』に掲載された中国語訳文の対照分析である。

訳者は福澤諭吉の「男女交際論」を忠実に直訳するのではなく、自在に意識したばかりか、さらには原文を書き変え、あるいは大幅に書き加えたのである。いわばこの翻訳は、福澤諭吉の名に借りて、男尊女卑・男女有別を唱える儒学などの伝統中国的な習俗・規範を厳しく批判するものだったのである。福澤の原文における文脈は、こうして中国の現状批判へと組み換えられていく。すなわち、凡庸無能な清朝の統治への非難、対等な男女交際、男女同権などの自由独立なる精神の提唱、国家興亡に対する憂慮と、「匹夫」「匹婦」

が「国家興亡」に対して担うべき責任等についての叙述が、翻訳されたテキストの表面に浮かび上がるのである。訳者は西洋文明のすばらしさを讃えると同時に、東洋（特に文明国と自称した中国）が西洋におくれをとったことを痛感し、そのおくれの根本的な原因を「千百年来」、儒学を中心に形成した習慣・風俗などの「悪習」に求めていた。満州族の統治した清朝政府こそ、残酷な法律を使って民衆を抑圧し、さらにかかる圧制の強化を通して、「人の心を死なせ」、西洋文明から立ち後れた状態を作り出した元凶であるという認識は、翻訳の際に書き加えられた文章の端々から伺うことができる。従って、男尊女卑を主張した儒学のような「悪習」を改革し、清朝政府の統治を倒し、新しい時代に応じ、男女同権、自由独立な精神を唱えるべきだという訳者の強い思いが、「男女交際論」の訳文の各所に埋め込まれることになるのである。また、人間交際、男女交際は民間の私事だが、国家の情勢と大きく関わっていると考え、男女有別、夫婦有別など偏頗な儒学の見方を捨て、国家を愛すると同時に家族を愛し、父母を愛すると同時に妻、子供を愛すべきだと指摘した。「男女交際論」の訳者は、必ずしも男女交際と国民の責務についての関係を明言してはいないが、男尊女卑の「悪習」を改革し、自由独立な精神を養成することを愛国と結びつけ、国家安否の運命を個人の「交際」と結びつけて考えている。ここから、自由な男女交際とは、個人が国民としての役割を果たす上での前提的な条件の一つと想定されていたことを伺えよう。

おわりに

金天翮、丁初我など、『女子世界』に関わった知識人たちによって唱えられた「国民の母」、「女国民」という言葉は、近代国家建設に向けて、女性を国家、社会、民族、種族と密接に結びつけ、民族主義、種族主義などへ回収していくための戦略に基づいて創出された語彙である。『女子世界』において、「女軍人」、「女遊侠」、「女文学士」、「看護婦」などは、そのヒロイン的イメージにより、伝記、歌、挿絵、翻訳小説などの形式によって、具体的、かつ詳細な描写が行われ、宣伝された。女性は、「新国民」として、入学の権利、交友の権利、営業の権利、財産掌握の権利、移動自由の権利、婚姻自由の権利など6種の権利を享有すべきであると主張されたのだが、同時に、これら6種の権利は、女性を「国民の母」に育てるための手段でもあった。すなわち、女性は「国民の母」として、次代の優秀な国民を育くみ、種族を改良するための義務をも負わされたのである。金天翮、丁初我などが作り出そうとした理想的な「女国民」のイメージは、学識、道德、ならびに丈夫な身体を持ち、「武の精神」を尊ぶ英雄的な母親像だったと言えよう。

また、「女国民」という言葉は、女性の権利（「女権」）を回復するために、一般的に男性のみをイメージさせるものであった「国民」という言葉に対して、新たに作り出された語彙でもあった。伝統的な女性は「三従四徳」（服従の美德）を守らなければならない、「男尊女卑」という「服従」の地位に置かれたが、女性をこのような圧迫された状況に置いたのは「家主（家長・男性）」「専制家庭」、「専制政府」及び儒学という価値規範から発生した伝統的な習俗・習慣であった。即ち、依頼心を払拭し、独立した「女国民」になるために、女性は、「家主（家長・男性）」「専制家庭」、「専制政府」、偏頗な儒教的価値観に基づく伝統的な習俗・習慣などの束縛と戦うべきであった。このように考えると、中国で唱え

られた初期の「女権」主義は、女性と男性の平等が実現する以前には、必然的に対立する関係にあるという前提的な認識を孕んでおり、その点では、欧米における女権主義と似た側面を持っていたとも言えよう。しかし、中国における女権主義においては、最初から国家、社会、民族、種族との密接な関連がクローズ・アップされる。個人を超越する国家、社会、民族、種族などの「大義」が必ず前提として存在し、「女国民」という個体としての独立も、国家、社会、民族、種族の繁栄と強盛のためにある。当然のことながら、「自由な男女交際」が説かれたとしても、それはそれ自体を実現することよりも、社会全体を「文明化」し、自らの意志によって国家、社会、民族、種族に貢献する自立した主体を養成することに主眼があったと考えねばならないであろう。